

介護保険負担限度額認定

介護保険制度では、申請により介護保険負担限度額認定証の交付を受けることで、施設サービス利用時の居住費と食費が減額される場合があります。

●対象者

- ①または、②③④の全てに当てはまる人
- ①生活保護を受給している（65歳以上の人）
 - ②世帯全員が市民税非課税
 - ③配偶者（世帯が異なる場合や事実婚も含む）が市民税非課税
 - ④預貯金、信託、有価証券、現金などの資産が下表（預貯金等要件）に当てはまる

※要件に当てはまらない人でも、「介護保険負担限度額認定に係る特別減額措置」の対象となる場合があります。

●利用施設

- ◇介護老人福祉施設
- ◇介護老人保健施設◇介護療養型医療施設◇介護医療院
- ※ショートステイを含む。

●必要なもの

- ◇介護保険負担限度額認定申請書（申請先で配布）
- ◇本人と配偶者、申請者の印鑑
- ◇本人と配偶者の預貯金口座残

高の写し（銀行名・支店名・口座番号・名義人・申請日から2カ月以内に記帳された最終の残高が分かるもの）

◇投資信託や有価証券がある場合は、証券会社や銀行の口座残高の写し

◇負債がある場合は、借用証明書

◇老齢福祉年金手帳（受給している人のみ）

◇配偶者の令和4年度非課税証明書
の写し（配偶者が1月1日に大野城市に住所がなかった場合のみ必要。ただし、配偶者のマイナンバーが分かる場合を除く）

※非課税年金（遺族年金・障害年金）も収入額とみなされます。申請書に必ず記入してください。

※すでに認定証の交付を受けている人には、6月上旬に更新案内と申請書を送っています。引き続き減額を受けるには8月31日(水)までに再度申請が必要です。

●申請と問い合わせ先

介護支援課介護サービス担当
☎(580)1860

居住費・食費の利用者負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額		預貯金等要件	
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス	配偶者 (無)	配偶者 (有)
第1段階	生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円	—	—
	老齢福祉年金							1000万円以下	2000万円以下
第2段階	合計所得金額+年金収入の合計額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円	650万円以下	1650万円以下
第3段階 ①	合計所得金額+年金収入の合計額が80万円超120万円以下の人	1310円	1310円	1310円 (820円)	370円	650円	1000円	550万円以下	1550万円以下
第3段階 ②	合計所得金額+年金収入の合計額が120万円を超える人	1310円	1310円	1310円 (820円)	370円	1360円	1300円	500万円以下	1500万円以下
第4段階	(基準費用額)第1～3段階に該当しない人(市民税課税世帯の人など)	2006円	1668円	1668円 (1171円)	377円 (特養のみ855円)	1445円	1445円	—	—